

議案第 81 号

あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

令和 7 年 1 月から市立小・中学校の児童・生徒の学校給食費の無償化を実施するに当たり、給食納付金を当分の間、徴収しない特例措置を講じることから、規定を整備する必要がある。

あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「いう。」の次に「以下「保護者」という。」を加え、同条第 4 項中「児童又は生徒の」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、保護者から前項に規定する給食納付金を徴収する。

附則に次の 1 項を加える。

（給食納付金の徴収に関する特例）

3 第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、市長は、当分の間、保護者から同条第 1 項に規定する給食納付金を徴収しないものとする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助のうち給食納付金に関する給付に相当する部分に係る給食納付金については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例附則第 3 項の規定は、令和 7 年 1 月以後の月分の給食納付金について適用する。